島根県原子力発電施設等立地地域の
振興に関する計画

平成１４年３月

目　次

1. 原子力発電施設等立地地域の概要 (1)

（１）島根原子力発電所の概要 (1)
（２）立地地域の範囲 (1)

2. 立地地域の振興の基本方針 (2)

（１）立地地域の現状と問題点 (2)
①立地地域に関する基本的な事項 (2)
ア　立地地域の概要 (2)
イ　立地地域の自然的経済的社会的諸条件の概要 (2)
ウ　立地地域におけるこれまでの電源三法交付金制度の適用、地域振興施策等 (3)
エ　産業構造の変化、地域の経済的な産業立地特性、国・県等の総合計画における位置づけ等に配慮した立地地域の社会的経済的発展の方向性 (5)
②立地地域の現状 (8)
ア　人口の推移と動向 (8)
イ　産業の推移と動向 (10)
ウ　立地地域行財政の現状 (12)
③問題点の整理 (13)
ア　交通施設及び通信施設の整備 (13)
イ　農林水産業商工業その他の産業の振興 (14)
ウ　生活環境の整備 (15)
エ　高齢者福祉その他福祉の増進 (15)
オ　防災及び国土保全に係る施設の整備 (16)
カ　教育及び科学技術の振興 (16)
④立地地域振興の課題 (17)
ア　地域特性を生かした機能分担、地域間連携の構築 (17)
イ　産業振興とハード基盤整備の推進 (17)
ウ　少子高齢化に対応した生活環境の整備 (18)

（２）立地地域の基本方針 (18)
①広域計画における地域の基本方針 (18)
ア　中国地方開発促進計画 (18)
イ　島根県長期計画 (18)
ウ　島根地域半島振興計画 (18)
②立地地域の市町総合計画における基本目標 (19)
ア　鹿島町 (19)
イ　松江市 (19)
ウ　島根町 (19)
③自治体計画における共通目標 (20)
④立地地域の振興の基本目標 (20)
ア　広域ネットワーク基盤の形成 (21)
イ　産業の振興 (21)
ウ　都市・生活環境基盤の形成 (22)

3．基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備 (24)
（１）交通施設及び通信施設の整備の方針 (24)
（２）高速道路ネットワークの整備 (24)
（３）基幹的な道路の整備 (25)
ア　国道の整備 (25)
イ　県道及び市町村道の整備 (25)
ウ　街路の整備 (25)
（４）交通確保対策 (25)
（５）交通安全対策 (26)
（６）電気通信施設の整備 (26)
（７）情報化の推進 (26)

4．農林水産業、商工業その他の産業の振興 (27)
（１）産業振興の方針 (27)
（２）農林水産業の振興 (27)
（３）農道林道の整備 (28)
（４）地域産業の高度化及び起業の促進 (28)
（５）企業の誘致対策 (28)
（６）商業・サービス業等の振興 (29)

5．生活環境の整備 (30)
（１）生活環境の整備の方針 (30)
（２）住宅団地の整備 (30)
（３）上水道施設等の整備 (30)
（４）下水道施設の整備 (30)

6．高齢者の福祉その他福祉の増進 (31)
（１）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 (31)
（２）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 (31)
（３）児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策 (31)

7．防災及び国土保全に係る施設の整備 (32)
（１）防災の方針 (32)
（２）消防救急施設の整備 (32)
（３）治山・治水対策 (32)
（４）原子力防災の増強に資する諸措置（法第７条の措置）の整備 (33)
ア　原子力地域防災増強の基本方針 (33)
イ　原子力地域防災の増強の内容 (33)
ウ　各種施設整備について (34)

8．教育及び科学技術の振興 (35)
（1）教育の振興の方針 (35)
（2）公立小中学校等教育施設の整備 (35)
（3）科学技術の振興 (36)
9．地域振興事業一覧表 (37)

島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画

1. 原子力発電施設等立地地域の概要

（1）島根原子力発電所の概要

島根県では、昭和４９年３月に運転を開始した島根原子力発電所１号機（４６万ｋＷ）及び平成元年２月に運転を開始した島根原子力発電所２号機（８２万ｋＷ）が鹿島町に立地している。また、３号機（１３７万３千ｋＷ）の増設については平成１２年８月２１日開催の電源開発調整審議会において、電源開発基本計画へ組入れられている。

島根原子力発電所１号機及び２号機の総発電電力量は、平成１１年度実績で約１００億ｋＷｈで、県内電力使用量の２．２倍にあたり、中国地方の総電力消費量の１８．９％を占めている。

○施設の概要

	１号機	２号機	３号機（参考）
原子炉型式	ＢＷＲ （沸騰水型原子炉）	ＢＷＲ （沸騰水型原子炉）	ＡＢＷＲ （改良型沸騰水型原子炉）
認可出力	４６万ｋＷ	８２万ｋＷ	１３７．３万ｋＷ
電源開発調整審議会決定年月日	Ｓ４４．５．２３	Ｓ５６．３．２６	Ｈ１２．８．２１
原子炉設置許可年月日	Ｓ４４．１１．１３	Ｓ５８．９．２２	－
着工年月日	Ｓ４５．２．１１	Ｓ５９．２．２４	－
営業運転開始年月日	Ｓ４９．３．２９	Ｈ　１．２．１０	－
建設費用	393億円	3,033億円	－

（2）立地地域の範囲

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第３条第１項に基づく原子力発電施設等立地地域（以下「立地地域」という。）は、原子力発電所が立地する鹿島町及び鹿島町に隣接する松江市と島根町からなる１市２町とする。

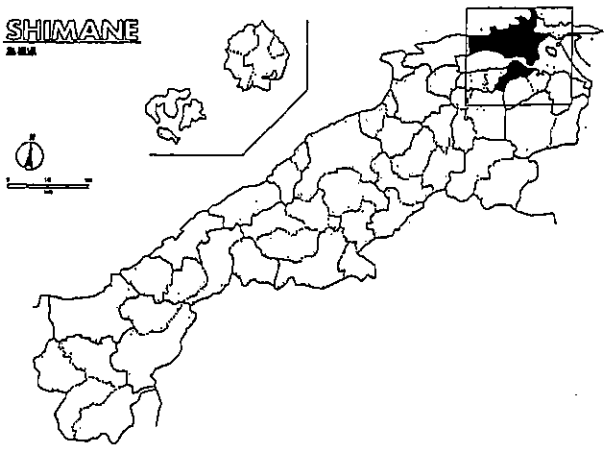

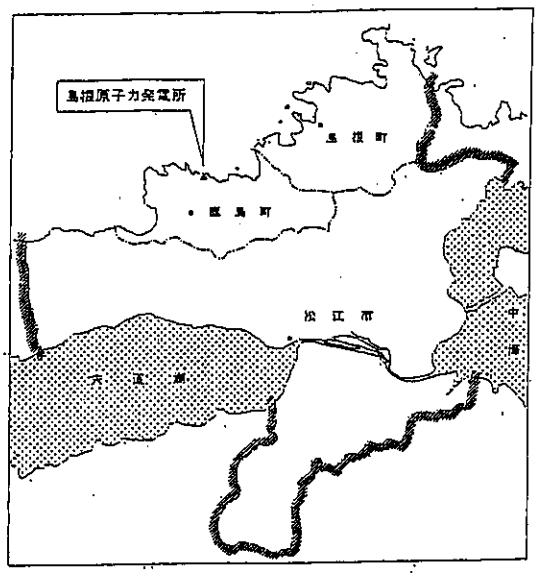

2. 立地地域の振興の基本方針

（1）立地地域の現状と問題点

①立地地域に関する基本的な事項

ア　立地地域の概要

立地地域は日本海に面した半島地域と山陰の中心に位置し多様な都市機能が集積する「宍道湖・中海都市圏」に属しており、観光資源として、貴重な歴史的文化遺産や景勝地に恵まれている。しかし、農林水産業においては農林水産物の価格の低迷や、担い手の高齢化や後継者問題等に直面している。また、商工業においては経済のグローバル化や長引く不況など今日の厳しい社会経済環境から、売り上げの減少や企業の誘致、起業の難しさに直面している。

イ　立地地域の自然的経済的社会的諸条件の概要

（ア）自然的条件

立地地域は、行政区画が隣り合って島根半島の中央部に位置している。島根半島の北側は山地が海に落ち込むなど平地が少なく、その沿岸は変化に富んだ海岸線地形を有しており大山隠岐国立公園の一部を成している。一方、南側は斐伊川の沖積作用による平野が形成されている。この地域は外側には日本海、内側には宍道湖、中海を抱え、古くから漁業が盛んな地域であった。

(イ)経済的条件

松江市は、平成１１年の製造品出荷額は約８２０億円と立地地域内の出荷額の９３．６％を占め、また、卸売業・小売業の年間商品販売額では、約６，６２０億円と９９．４％を占めており、商工業の大部分は松江市に集中している。

立地地域の鹿島町、島根町の購買力流出状況をみると、６０％～７０％が松江市に流出しており、松江市を中心とした商業圏・消費圏を形成している。

第一次産業においては、半島沿岸で漁業協同組合の共同漁業区域が連続的に設定されている。また、立地地域は同一の農業協同組合の区域となっている。

(ウ)社会的条件

立地地域の通学状況は、公・私立高等学校は全て松江市に所在することから鹿島町・島根町在住の高等学校進学者のほとんどが松江市内へ通学している。通勤状況は鹿島町、島根町の通勤者の３０％以上が松江市へ通勤している。

また、鹿島町、島根町の海岸は松江市民に対して四季を通じて海水浴や釣り、スキューバダイビングといったレジャーやマリンスポーツの場を提供している。

さらに、三市町はともに、松江地区広域行政組合の組合員であり、介護保険、消防、ゴミ処理及びし尿処理など一体的な取り組みを行っている。

ウ　立地地域におけるこれまでの電源三法交付金制度の適用、地域振興施策等

(ア)電源三法交付金制度の適用

電源三法交付金制度の適用実績(S49～H12)としては、総額約２４８億円が立地地域へ交付されている。

このうち島根原子力発電所２号機関連で交付された電源立地促進対策交付金は約６８億円交付されており、道路施設、教育文化施設、産業振興措置に充当されるなど立地地域における社会生活基盤の向上が図られた。

また毎年交付されている電源立地特別交付金(周辺交付金枠)は住民・企業に対する給付金措置及び企業導入・産業近代化措置としてこれまでに約７８億円が交付された。同交付金(電力移出県枠)において県に交付

された金額は約３０億円であり、県内の工業団地造成事業や、産業振興に必要な諸施設の整備を行ってきている。

（単位：千円）

	電源立地促進対策交付金	電源立地特別交付金		その他	備考
		給付金	企業導入措置等		
島根県			3,073,378	4,615,872	他地域を含む
鹿島町	3,440,000	757,630	0	2,144,049	
松江市	2,067,690	1,513,442	5,406,265	142,420	
島根町	1,376,310	0	164,784	86,568	
合計	6,884,000	2,271,072	8,644,427	6,988,909	

鹿島町では、電源三法交付金の活用によって、水産物の高付加価値化を目指した水産物共同加工施設を設置し、水産物の出荷額の増加が図られた。また、各集落の集会所の設置やライスセンター、育苗センターなど農漁村地域の生活・生産に係る施設の整備が著しく進んだ。さらには、歴史民俗資料館や中学校など教育施設の充実が図られた。

松江市では、電源三法交付金を活用することによって、工業団地や卸団地の造成が行われてきた。近年では、「湖北芸術文化村」整備事業を展開し観光振興を推進している。

また、市民の文化芸術活動の拠点として整備した「プラバホール」は、市民の活動拠点・活動の成果発表の場として活用されている。

島根町では電源三法交付金等の活用によって、農林水産分野での特産品として「菌床しいたけ栽培」を定着させた。

また、新たな観光拠点として「マリンゲートしまね」や「マリンハウス加賀」を整備するなど観光分野での新たな展開を図っている。

今後の電源三法交付金制度の適用としては、産学官連携による産業振興や、松江市における中心市街地の空洞化問題及び半島地域における定住促進、高齢化問題等に対応するための諸施策の実施が必要である。

（イ）地域振興施策の状況

【半島振興法】

半島地域という特有の地理的条件により、幹線交通体系から離れた陸の孤島的な性格を有し、一般的には平地に恵まれず、また、水資源も乏しい等の制約の下にあり、他地域と比べ産業基盤や生活基盤等の

整備が比較的遅れている。この現状から、半島地域では、企業立地が進まず、雇用機会も少なく、所得の格差等がみられ、人口の減少、高齢化の進行など今後に大きな課題を抱えている実情にあり、半島地域の振興を図ることは重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、半島地域について総合的かつ広域的な振興策を推進するための「半島振興法」が昭和６０年から施行されている。

島根県では半島振興法に基づいて「島根半島地域」が指定されており、

・半島交通ネットワークの整備
・地域の特色を生かした産業の振興
・観光の広域化とレクリェーションゾーンの形成
・生活環境の整備

に取り組んでいる。

なお、島根半島地域の範囲は立地地域である鹿島町、島根町を含む６市町を対象としている。

エ　産業構造の変化、地域の経済的な産業立地特性、国・県等の総合計画における位置づけ等に配慮した立地地域の社会的経済的発展の方向性

(ア)産業構造の変化

立地地域における就業人口(平成１２年)は82,634人で、その内第一次産業が4.9%(4,086人)第二次産業19.5%(16,105人)、第三次産業74.6%(61,673人)となっており、県全体(第一次産業10.5%、第二次産業28.9%、第三次産業60.2%)と比較すると第三次産業の割合が高い特徴を持っている。また、平成１０年の総生産額は6,617億円で、その内訳は第一次産業67億円、第二次産業1,039億円、第三次産業5,511億円となっており、総生産額でも第三次産業の割合が非常に高いのが特徴である。

第一次産業では、米への依存度が高い中で農林水産物の輸入自由化による農林水産物の価格低迷や担い手の高齢化、後継者不足によって、就業者数、生産額とも減少している。

第二次産業では、小規模、零細な企業が多数を占めており、地場企業の集団化や移転は進んだものの、新規立地が少なかったことからほぼ横這いとなっている。

第三次産業では、消費者ニーズの多様化やモータリゼーションの進展に伴い、郊外幹線道路沿いへの商業集積などによって店舗の大型化や新しい業種の出現が見られる。総生産額は、原子力発電所の立地による発

電電力量の増加やサービス業の発展によって増加している。

また、近年、「県立美術館」、「堀川遊覧」さらには「湖北芸術文化村」の整備など新たな観光資源の開発により観光客の増加が見られる。

(イ)地域の経済的な産業立地特性

立地地域には、島根大学、松江工業高等専門学校、島根県産業技術センターなど研究機関が集中している。こうした研究機関との連携、支援によって研究開発型企業やソフトウェア業、情報処理サービス業などのソフト産業の集積を目指す「ソフトビジネスパーク島根」が、平成１３年１０月にオープンしている。既に進出した企業もあり、今後の新たな産業創出が期待される。

立地地域は、出雲神話の舞台として歴史的文化遺産や景勝地などの観光資源に恵まれており、これに加えて各種美術館や庭園など、新たな観光資源の開発によって、今後一層の交流人口の拡大が期待される。

伝統文化を継承し、茶、和菓子や出雲そばといった特産品も根強い顧客を有している。

また、日本海、中海、宍道湖という豊かな自然環境を抱えている。特に宍道湖には７種類の魚介類が「七珍」として伝わっているが、近年漁獲量は減少している。この中のシジミは全国の４０％を占めている。今後はこうした環境を生かして、水産資源の適正管理を図る必要がある。

(ウ)各種総合計画における立地地域の位置づけ

本計画との整合を図る必要性の強い「中国地方開発促進計画」(平成11年)及び「島根県長期計画」(平成６年)と、立地地域に直接関連することが多い「島根地域半島振興計画」における本計画対象地域の位置づけは以下のとおりである。

A　中国地方開発促進計画における立地地域の位置づけ

「松江・米子・出雲都市圏」
　：環日本海交流の拠点　松江市
　：「多自然居住地域」を目指す日本海沿岸地域　鹿島町，島根町

・新しい全国総合開発計画「２１世紀のグランドデザイン」の基本的方向に即して策定された「中国地方開発促進計画」においては、「松

江・米子・出雲都市圏」について、環日本海交流の拠点として、高次都市機能の集積を図るべき圏域とされている。

・鹿島町、島根町をはじめとする日本海沿岸地域については、多様な自然的、文化的資源を活かすとともに、隣接する都市と農山漁村との一体的整備を進め、「多自然居住地域」の創造を目指すこととされている。

B　島根県長期計画における立地地域の位置づけ

「宍道湖・中海都市圏」
　：松江市（本都市圏の中心都市）
　：鹿島町，島根町（農山漁村地域）

・「宍道湖・中海都市圏」（出雲市から米子市までの宍道湖・中海周辺地域）は、島根県長期計画が「重層的ネットワーク型県土」のグランドデザインとして示す都市圏構造の中に位置づけられている。

・松江市は、出雲市とともに「宍道湖・中海都市圏」の中心都市とされ、鳥取県西部と連携した「日本海国土軸」における山陰の拠点形成を担うべき位置づけにある。

・鹿島町と島根町は、地域産業構造の視点から「農山漁村地域」に分類されている。農山漁村地域には、地理的・地形的に不利な条件が認められるものの、生産、国土保全、水源涵養、居住、レクリェーション等の多様な機能を担う地域として位置づけられている。

C　島根地域半島振興計画における立地地域の位置づけ

半島振興法の指定地域「島根地域」
　：平田市、鹿島町、島根町、美保関町、八束町、大社町
「島根地域半島振興計画」
　：「島根地域」が連携を必要とする中心都市　松江市

・「島根地域」１市５町の意向を受けて県がとりまとめた「島根地域半島振興計画」（平成７年１２月）では、半島地域の振興にかかる基本方向として、松江市等の中心都市との連携を不可欠のものとしている。

（エ）立地地域の社会的経済的発展の方向性

半島地域の２町においては、自然が豊かな中で質の高い居住環境の整備によって定住を促進し、活力と賑わいのある「まち」づくりを目指している。このため、基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、松江市の都市的要素との連携や、隠岐観光へ向けた動線の強化などの他地域の観光資源との連携を視野に入れ、生産・観光・医療・物流等の分野で広域的な取り組みを推進していく。

一方、本地域の中心都市松江市においては、恵まれた歴史的、文化的、自然的資源を生かした「国際文化観光都市」として、国内外との交流を促す交流拠点機能の強化、地域産業の発展を牽引する産業支援機能の強化、多様な高次都市機能の整備等を重点的に推進し、県都としてのポテンシャルを高めていく。

②立地地域の現状

ア　人口の推移と動向

立地地域の人口は平成１２年国勢調査によると約１６万人で島根県全体の人口（約７６万人）の約２０％を占めている。

立地地域における人口動態は、半島部では地元就業機会が乏しいことなどから若年層を中心とした地域外流出が継続している。近年は出生人口の急激な減少に起因する自然減もみられる。また、年齢階層別では６５歳以上の老年人口の割合が２０％を超えており、特に昭和６０年以降は５年間で約４～５％増加している。一方で年少人口は減少しており、地域における少子高齢化対策の推進が課題となっている。

立地地域の中心地である松江市では、２５年間で約２．５万人の人口増があるが、近年では社会動態においてその増加数にかげりが見られはじめている。

今後の立地地域全体における将来人口の推計（2001年７月中国地域経済白書「2025年の人口」社団法人中国地方総合研究センター）では平成２２年の推計人口は松江市が162,500人、鹿島町が7,500人、島根町が3,700人程度で推移すると予測されており立地地域全体では１万人程度増加するが、２町においては人口の１割～２割の人口減少が推計されており、地域振興による人口の定住促進が課題となっている。

【人口の推移と今後の見通し】　　（人：%）

市町	年度	人口				世帯数	備考
		総数	0～14	15～64	65～		
鹿島町	昭和50年	9,184	22.9	65.9	11.2	2,054	
	昭和55年	9,094	21.3	66.1	12.6	2,198	
	昭和60年	9,782	19.3	68.1	12.6	2,756	
	平成２年	9,216	18.8	64.8	16.4	2,376	
	平成７年	8,820	16.8	63.0	20.2	2,390	
	平成12年	8,414	14.2	61.0	24.8	2,465	
	平成22年	7,500	—	—	—	—	（推計）
松江市	昭和50年	127,440	23.2	68.1	8.7	38,549	
	昭和55年	135,568	22.8	67.5	9.7	43,541	
	昭和60年	140,005	21.4	67.7	10.9	45,716	
	平成２年	142,956	18.9	68.1	13.0	48,743	
	平成７年	147,416	17.1	67.4	15.5	53,686	
	平成12年	152,616	15.8	66.1	18.0	58,718	
	平成22年	162,500	—	—	—	—	（推計）
島根町	昭和50年	4,831	19.3	66.1	14.6	1,137	
	昭和55年	4,982	19.5	65.3	15.2	1,159	
	昭和60年	5,054	19.4	63.7	16.9	1,172	
	平成２年	4,953	17.8	61.4	20.8	1,144	
	平成７年	4,824	15.0	59.4	25.6	1,156	
	平成12年	4,448	12.5	57.1	30.1	1,154	
	平成22年	3,700	—	—	—	—	（推計）

イ　産業の推移と動向

立地地域における就業人口(平成１２年)は82,634人で、第一次産業が4,086人(4.9%)、第二次産業16,105人(19.5%)、第三次産業61,673人(74.6%)となっている。島根県全体の構成に比べ、鹿島町、島根町は、第一次産業の割合が高く、松江市は第三次産業の割合が高くなっている。

島根原子力発電所１号機の運転開始翌年の昭和５０年は、就業人口数68,780人、その内訳は第一次産業10,380人(15.1%)、第二次産業13,853人(20.1%)、第三次産業44,397人(64.5%)であり、平成１２年と比較すると第三次産業は大幅に増加し、第二次産業は横這い、第一次産業は減少となっている。こうした第三次産業増加傾向は、松江市にオープンした「ソフトビジネスパーク島根」へのソフト産業の立地促進により、今後一層加速されるものと考えられる。

立地地域における総生産額は、６，６１７億円（平成１０年）で、第一次産業６７億円（１．０%)、第二次産業１，０３９億円（１５．７%)、第三次産業が５，５１１億円（８３．３%）となっている。

立地地域の特徴としては、鹿島町では、原子力発電所の立地により、総生産額のうち第三次産業の占める割合は、９３．８%と高くなっている。

第二次産業では松江市において電気機械や出版・印刷が立地しており、平成１１年の製造品出荷額は約８２０億円となっている。

第三次産業の割合の高い松江市は、卸売業・小売業や観光業、サービス業などが盛んである。卸売業・小売業は、平成１１年の年間商品販売額が約６，６２０億円と、県全体の約３５%を占めている。

【産業の推移】　　（就業人口：人、総生産額：百万円、（　）は%）

		第１次産業		第２次産業		第３次産業	
		就業人口	総生産額	就業人口	総生産額	就業人口	総生産額
鹿島町	昭和50年	1,636 (33.9)		1,058 (21.9)		2,130 (44.1)	
	昭和55年	1,362 (27.7)		1,212 (24.6)		2,351 (47.7)	
	昭和60年	1,148 (21.2)	3,493 (8.5)	1,804 (33.3)	3,751 (9.1)	2,465 (45.5)	34,046 (82.4)
	平成２年	923 (19.0)	2,665 (3.0)	1,429 (29.7)	5,138 (7.0)	2,600 (54.0)	65,458 (89.7)
	平成７年	784 (16.3)	2,372 (3.3)	1,429 (29.7)	5,138 (7.0)	2,600 (54.0)	65,458 (89.7)
	平成12年	600 (13.6)	1,900 (2.5)	1,215 (27.5)	2,885 (3.7)	2,598 (58.9)	72,584 (93.8)
松江市	昭和50年	7,812 (12.7)		12,059 (19.7)		41,321 (67.4)	
	昭和55年	6,630 (10.2)		12,954 (19.9)		45,512 (69.9)	
	昭和60年	5,729 (8.6)	6,321 (1.7)	13,032 (19.5)	64,253 (17.5)	48,098 (71.9)	296,174 (80.8)
	平成２年	4,599 (5.4)	6,393 (1.3)	14,088 (20.2)	91,843 (19.0)	50,747 (72.9)	385,760 (79.7)
	平成７年	4,023 (5.4)	5,339 (1.0)	14,611 (19.7)	92,047 (16.6)	55,285 (74.6)	456,985 (82.4)
	平成12年	3,161 (4.2)	4,288 (0.8)	14,519 (19.1)	98,899 (17.1)	57,968 (76.2)	473,943 (82.1)
島根町	昭和50年	932 (35.6)		736 (28.1)		946 (26.2)	
	昭和55年	778 (29.0)		859 (32.0)		1,049 (39.0)	
	昭和60年	674 (26.1)	651 (13.1)	852 (32.9)	1,471 (29.7)	1,060 (41.0)	2,836 (57.2)
	平成２年	545 (22.1)	695 (10.7)	864 (35.1)	2,023 (31.2)	1,055 (42.8)	3,761 (58.1)
	平成７年	457 (18.9)	645 (9.3)	784 (32.5)	1,884 (27.3)	1,175 (48.6)	4,385 (63.4)
	平成12年	325 (15.5)	537 (7.4)	671 (31.9)	2,117 (29.1)	1,107 (52.6)	4,623 (63.5)
計	平成12年	4,086 (4.9)	6,725 (1.0)	16,105 (19.5)	103,901 (15.7)	61,673 (74.6)	551,150 (83.3)

（注）　平成１２年の総生産額は平成１０年度データ

就業人口は「国勢調査報告」、総生産額は「しまねの県民経済計算」

ウ　立地地域行財政の現状

(ア)市町村財政状況(平成１１年度分)

原子力発電所の立地による財政への直接的影響は、電源三法の各種交付金、立地町の固定資産税収入が大規模で主要なものである。特に立地町である鹿島町においては、財政力指数が県平均（０．３６）を大きく上回っているが、今後固定資産税の減少が見込まれる。

経常収支比率は、３市町とも８０％を超えているが、松江市、島根町とも県平均（８４．３％）を上回っており、効率的な財政運営が必要となっている。

（百万円、％）

	鹿島町	松江市	島根町	県平均
歳入	5,271	70,412	3,962	－
歳出	5,143	69,512	3,917	－
財政力指数	0.96	0.69	0.13	0.36
経常収支比率	80.5	88.8	93.3	84.3
公債比率	14.3	18.1	18.3	18.6

(イ)施設整備水準等の現状

立地地域では、これまで原子力発電所立地に伴う税収や電源三法交付金の充当などにより、各種の社会基盤の整備が進められてきた。この結果立地地域の整備水準はほとんどが、県平均よりも上回っている。特に立地町である鹿島町においては、下水道整備を重点施策として取り組んだことにより、その整備率は県平均が３０．４％に対して９７．９％と県内の最高水準となっている。

今後は、広域的連携を図るための道路の整備や高齢化に伴う社会福祉施設の整備を促進し、立地地域の一体的振興と快適な居住環境の創出を図っていく必要がある。

(%、戸)

	鹿島町	松江市	島根町	県平均
道路(改良率)	50.5	46.8	48.7	47.8
国道	-	93.7	-	85.1
県道	50.7	60.1	60.1	43.3
市町村道	50.4	43.8	44.8	46.1
水道普及率	98.0	98.5	99.8	93.9
下水道普及率	97.9	64.1	77.7	30.4
し尿収集率	6.2	19.6	23.8	36.4
ごみ収集率	91.6	98.7	95.3	85.9
保育所数	2	26	3	—
老人ホーム数	0	1	0	—
幼稚園数	3	26	0	—
小学校数	3	23	3	—
中学校数	1	11	2	—
公民館数	4	21	4	—
体育館数	2	8	1	—

※道路改良率の数値は平成１２年４月１日現在

※道路改良率の出典は道路等の現況調書(島根県土木部道路整備課)を使用

※道路改良率は、国県道は車道5.5m以上、市町村道は車道幅員5.5m未満の規格改良済み及び公団管理、旧道、新道を含む。また自転車道は含まない。

③問題点の整理

ア　交通施設及び通信施設の整備

【道路】

道路をはじめとする交通基盤は、地域内での交流促進を図るばかりでなく、他地域との交流を活発化することにより地域の活性化につながるなど、地域振興のためには不可欠な社会基盤である。

立地地域周辺においては、平成１３年３月までに山陰道・山陰自動車道の「米子～宍道」間が開通し、高速道路ネットワークが構築されつつある。

一方、立地地域の交流人口拡大や経済、産業の振興を図るには、その地域と中国地方の中心地域である「山陽地域」へのアクセスが重要な要素となっている。

また、東西に約２３０kmという細長い県土の状況から、県内に分散している、三瓶山・石見銀山・津和野に代表される豊かな観光資源への回遊性

が確保されず十分に活用されていない現状や、県内唯一の救命救急センター機能を有している「県立中央病院（出雲市）」へのアクセスには１時間以上かかるなど、地理的条件が悪い状況にある。さらに、島根県西部地域には県内最大の漁業基地で生鮮食料品の供給を行っている浜田漁港、韓国釜山との国際コンテナ定期航路が開設され国際貿易の拠点である浜田港等があり、立地地域である島根県東部地域への生活物資の流通に重要な地域が存在している。

そこで、立地地域の社会的経済発展の方向性に示している農林水産業の振興や医療、観光等の分野で広域的な取組みを推進するためには、高速道路を中心とした道路ネットワークを整備する必要がある。

【情報通信】

地域に密着した情報提供や住民と行政が双方向で情報交換できるシステムの構築は、地域住民の生活向上につながるだけでなく、近年高齢者の一人暮らしなどへの対応や、産業・教育等幅広い分野の高度化を図るうえで不可欠の要素となっている。このために、情報基盤の整備が必要となっている。

イ　農林水産業商工業その他の産業の振興

【農業】

立地地域における農業は稲作依存度が高い一方、地元市場向けの野菜生産や特産物の西条柿さらには畜産への取り組みが見られるが、担い手の不足と高齢化により、生産の停滞と生産の基盤である農地面積も減少している。

このため、高度な技術と経営感覚を持つ認定農業者等の育成、確保を早急に行うとともに、コスト低減や生産性の向上、あるいは地域農業の維持等のための集落営農組織等の設立を進めるなど、消費地である松江市を抱えているという地域性を生かした農業の推進が必要である。

また、非農業者も多く居住する農村において、地域住民が快適な生活を営めるような農村空間を創造していくことも重要である。

【林業】

林業のほとんどは農業との兼業であり、経営規模は零細である。木材価格の低迷、山林所有者の高齢化による労働力の減少等により、林業生産活動は低下している。

近年、水資源のかん養、国土の保全等、森林の持つ多様な機能への評価が高まっており、森林を健全な状態に維持育成し、整備していく必要があ

る。

【水産業】

水産業は、古くから豊富な漁業資源を背景に半島地域の主力産業として位置づけられていたが、近年では漁獲量・魚価の低迷や就業者の高齢化などの水産業を取り巻く環境は極めて厳しいものがある。水産業の衰退は地域において数少ない就業機会の減少につながっており、若者等地域の担い手が他の就業機会を求めて地域外へ流出し、半島地域の活力を失わせる要因の一つとなっている。今後は若者に魅力のある水産業とする対策を推進する必要がある。

【商工業その他】

社会経済環境の変化に対応した構造改革を進め、創造的な地域産業を育成するなど地域の特性を生かした積極的な産業活動が展開できるよう、総合的な産業支援体制を強化することが重要となっている。このため立地地域では、新たな産業支援拠点として立地地域内に地域産業の高度化や新産業創出を目的とした「ソフトビジネスパーク島根」をオープンさせている。今後、この目的を達成するためには、企業の誘致を進めるとともに産学官の連携強化や人材の育成強化等を図る必要がある。

また、松江市においては現在モータリゼーションの進展による都市環境、住環境の変化に伴い中心市街地の空洞化等が問題となっており各種対策が必要となっている。

ウ　生活環境の整備

定住基盤の整備にあたっては、若年層の他地域流出に伴う世帯構成年齢の高齢化や世帯構成の核家族化等によるライフスタイルの変化に的確に対応し、若者から高齢者まで多くの人々が魅力を感じる住環境の形成を図ることが必要である。このため、住宅、下水道、上水道の早急な整備が必要である。

エ　高齢者福祉その他福祉の増進

若年層の他地域への流出や核家族化の進行等に起因する高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦が年々増加しており、また、高齢者が高齢者を介護するなど、介護者の一層の高齢化も進んでいる。このような状況の中で、平成１２年４月から介護保険制度が施行され、介護を必要とする者がいつでも、どこでも、ニーズに応じたサービスを受けられるよう、また、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、そのサービス提供基盤の整備が急務とな

っている。

また、少子化や女性の社会進出が進む中、子供たちが健やかに育つ環境や、多様な子育て支援の取り組みが必要となっている。

オ　防災及び国土保全に係る施設の整備

立地地域では、過去幾度となく水害に見舞われている。特に、昭和４７年には松江市において豪雨災害が発生し、人家裏山の崩壊・市中心部の大半が浸水するなど多大な被害を被った過去がある。このような災害による被害を未然に防止し住民の安全の確保を図るためには、斐伊川流域全域における治山・治水対策を進めることが必要である。また、災害発生時に救助活動等を的確に行うため消防施設の整備が必要である。

また、原子力災害に関しては、近年高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏洩事故や、ジェー・シー・オー東海事業所の臨界事故等が発生し、多くの住民が不安感を抱いているところである。今後、安全対策の強化、恒久的な地域振興対策の着実な実施が急務である。さらに、原子力防災体制の充実強化を図るとともに、地域の防災体制整備として避難道路、避難施設、情報システム等の早急な整備が必要である。

カ　教育及び科学技術の振興

【教育施設】

小中学校の教育施設については、小中学校が児童生徒の教育の場であると同時に、災害時には地域の避難所として位置づけられるなど、防災上の観点からも極めて重要な役割を担っている。

立地地域における小中学校の鉄筋コンクリート造などの非木造校舎については、昭和５６年６月に施行された「新耐震設計法」以前に設計、建設された校舎が６割以上あり、非木造校舎の老朽化及び耐震不足への対応が必要となっている。

また、少子化が進行しており、小中学校の統合がみられるが、学校はその地域の中心的シンボルであり、整備に当たっては、より一層、教育環境の向上を図る必要がある。

【科学技術】

科学技術は、産業活動をはじめ、福祉、環境から文化等に及ぶ社会経済の発展の基盤であり、特に２０世紀は科学技術の飛躍的進歩により、豊かで便利な生活を実現した。そして、２１世紀の社会経済の発展に果たす役割は、ますます重要になっている。

こうした中、立地地域においても、主体的、自立的にいきいきと活動する個性ある地域となるよう、地域の特性を踏まえながら科学技術を振興していくことが求められており、産学官それぞれが持つ研究開発ポテンシャルが最大限発揮されるような研究開発環境の整備、科学技術を担う研究者、技術者の育成と相互交流の仕組みづくり、県内外の科学技術資源を最大限に生かすための産業・研究分野や組織を越えた連携、交流の推進等が必要である。

④立地地域振興の課題

ア　地域特性を生かした機能分担、地域間連携の構築

立地地域は、県都である松江市及び、豊かな自然と地形的な制約とを併せ持った半島地域に位置する鹿島町・島根町から構成される。

都市と農漁村の各々の特性を活かした機能連携により、地域の個性を際立たせながら、広域的な振興を図っていく必要がある。

半島地域の２町においては、生産物の消費地である松江市との近接性を生かした生産・販売ルートの確立、また農林水産業のもつ環境保全機能を利用した消費者との交流といった、松江市との連携を展開していくことが必要である。

また、年間約４００万人の観光客が訪れる松江市と年間約６０万人の観光客が訪れる隠岐や美保関からの観光客の取り込みを図るため、交通施設の整備といった動線形成の強化を図る必要がある。

立地地域の中心都市、かつ県都である松江市は、広域的地域振興を推進する際の地域間調整、他の都市圏との間の交流機能強化、多様な就業機会を提供する都市型産業の育成等を今後、一層図っていく必要がある。

イ　産業振興とハード基盤整備の推進

立地地域の振興を図る上では、地域産業の高度化や研究開発型企業・ソフト産業をはじめとする新産業の創出を図るとともに、かつて半島部を中心に主力産業であった第一次産業の生産基盤を強化していくことが不可欠である。さらに、都市部においては、昨今の中心市街地の空洞化現象等に的確に対応するための生活基盤の整備が求められており、半島部においては、半島地域特有の山がちで袋小路的な地理的条件を克服するための道路整備が急務である。

ウ　少子高齢化に対応した生活環境の整備

全国に先駆けて高齢化が進む島根県の中にあって、立地地域（半島部）の介護基盤整備は十分とは言えず、今後、保健・医療・福祉における質量の両面での充実強化が急務となっている。

このため、高齢者ができるだけ身近な地域の中で在宅・施設サービス提供を受けることが可能となるよう、介護保険制度に対応したサービス基盤の早急な整備が必要である。

また、少子化や核家族化が進行する中で、地域で安心して子育てができるための支援や次代を担う青少年の健やかな成長のための環境づくりなど様々な施策を講じていく必要がある。

このため、子育て支援機能などを有した保育所の整備や教育施設の統合化、施設設備の近代化などを進めていくことが必要である。

（２）立地地域の基本方針

各種広域計画に基づく基本方針と、立地地域の各市町総合計画の基本目標は次のとおりである。

①広域計画における地域の基本方針

ア　中国地方開発促進計画（平成１１年～平成２２（２７）年）

この計画では「松江、米子、出雲都市圏」は環日本海交流の拠点として、高次な都市機能の集積を図るべき圏域とされている。周辺部の少子・高齢化が進行して行くことが予想される中、高齢社会に向けた対応と、若年層を中心とした定住の促進及び他地域との交流人口の増大において重要な役割を果たすことが期待される。

イ　島根県長期計画（平成６年～平成２２年）

この計画では立地地域を含む「宍道湖・中海都市圏」について、県東部における都市圏として産業支援機能など高次の都市機能の集積や都市基盤の整備を行い、鹿島町、島根町など周辺地域とのネットワークの形成によって、定住及び交流人口の拡大を基本方針としている。

ウ　島根地域半島振興計画（平成７年～平成１６年）

この計画は、都市と連携しながら、生活基盤の整備を進め、半島の魅力を倍加し、総合的な定住条件の確立を図ることを基本方針としている。

②立地地域の市町総合計画における基本目標

ア　鹿島町（第５次鹿島町総合計画（平成13～22年））

《将来像》

・人と自然でつくる明るく住みよい町

《まちづくりの基本目標》

・機能的で利便性の高いまちづくり（交通・情報施設整備）
・快適で潤いのあるまちづくり（住環境整備、防災対策）
・活力とにぎわいのあるまちづくり（産業振興）
・だれもがいきいきと暮らせるまちづくり（福祉対策）
・心豊かな人をはぐくむまちづくり（教育文化振興）
・人と自然が共生するまちづくり（環境保全対策）
・住民参画によるまちづくり（町民の参加、行財政）

イ　松江市（第５次松江市総合計画（平成13～22年））

《将来像》

・住みたい、住みつづけたいまち
・人を引きつけるまち
・力強いまち
・人を育む文化の香り高いまち

《まちづくりの基本目標》

・安心安全で快適な生活環境を整える（住環境整備、防災対策）
・誰もが健やかで生きがいのもてる社会づくり（福祉対策）
・交流をうむ高度で魅力ある都市をつくる（交通・情報施設整備）
・新時代を支える活力ある産業を育てる（産業振興）
・豊かで潤いのある心と文化をはぐくむ（教育文化振興）
・ともに力を合わせて進む（行財政）

ウ　島根町（島根町第３次総合計画（平成13～22年））

《将来像》

・人と自然がふれあうまち・しまね

《まちづくりの基本目標》

・環境に優しい快適なまちづくり（住環境整備、防災、交通通信施設整備）
・思いやりと自主性のある地域社会の構築（福祉対策）
・楽しく学びあう文化の香るまちづくり（教育文化振興）

・地域の特性に合った産業のまちづくり(産業振興)
・経営感覚のある温い行政をめざす(行財政)

③自治体計画における共通目標

立地地域１市２町の総合計画は、それぞれの特性を生かした将来像及び基本目標を掲げているが、その施策内容は①交通・情報施設整備、②住環境・防災対策、③産業振興、④福祉対策、⑤教育文化振興とほとんど共通している。

立地地域を構成する３市町が、それぞれの行政区域の中で施策内容を掲げて振興に努めていることは当然のことである。しかし、その内容が共通しており、互いに隣り合わせている位置関係からすれば、広域的視点をもった連携した取り組みが必要である。

④立地地域の振興の基本目標

立地地域は、島根県内随一の都市である松江市と豊かな自然環境に恵まれた鹿島町、島根町から成っている。

これまで、中国地方唯一の原子力発電所立地地域として、電源三法交付金等の活用により、社会資本の整備や産業の振興を図ってきた結果一定の成果を収めている。

しかしながら、この地域においては、２の（１）の④の立地地域振興の課題で述べたとおり、かつて主力産業であった農業・水産業の振興、新産業の創出による魅力ある雇用の場づくり、中心市街地の活性化につながる都市基盤の整備、交流人口拡大に向けた文化観光施策の展開、少子高齢化の中で安心して暮らせる生活環境の整備など、対処すべき課題が山積している。

今後、立地地域が当面するこれらの諸課題に対処し、自立的で長期的な発展を図るためには、各種広域計画における基本方針、各市町総合計画の共通目標を共有し、一体的な取り組みを進めていく必要がある。こうした観点から、立地地域の振興の基本目標は次の３つに集約される。

【３つの基本目標】
- **広域ネットワーク基盤の形成**
- **産業の振興**
- **都市・生活環境基盤の形成**

ア　広域ネットワーク基盤の形成

立地地域に係る道路網については、平成１３年３月までに山陰道・山陰自動車道の「米子～宍道」間が開通し、高速道路ネットワークが構築されつつあるが、当地域の社会的経済発展の方向性に示している農林水産業の振興や医療、観光等の分野で広域的な取組みを推進するため、日本海沿岸地域及び中四国地域との連携等に対応した広域交通ネットワークを形成し、その骨格となる高速道路の整備を引き続き推進することが最も重要である。加えて、山陰自動車道へのアクセス道路や、高速道路から空港・港湾等の各交通拠点へのアクセス強化等を図り、周辺の道路網を含めた道路ネットワークを形成し、１日行動圏の拡大を図る。

また、半島地域においては、急傾斜地が多いなど地理的制約により地域内道路は未改良区間が多く地域振興上の課題となっていることから、立地地域の中心である松江市へのアクセス強化を図る路線等について、未改良区間の整備促進を図る。

イ　産業の振興

立地地域では、県内産業の高度化と新産業の創出を図るため、研究開発型企業、ソフト産業の集積を目指す「ソフトビジネスパーク島根」が平成１３年１０月にオープンしている。

この施設には、創造的な地域産業の育成を目指した総合的支援体制の構築がなされ、産業構造の転換促進が期待されている。今後、この施設を有効に活用し、新産業を創出して就業機会の場づくり、所得の向上を図っていく必要がある。

農林水産業については、生産の拡大、高付加価値化、販路の拡大を図るため、基盤の整備を進めるとともに担い手の育成、土地利用の集積などを図る必要がある。

また、近年の体験型レクリエーションの要求に対応し、観光業との連携を強化して農林漁業資源の多目的な利用を図る。

さらに、立地地域の豊かな歴史的文化遺産と優れた自然の活用を図りながら広域観光ルートとしての観光施設等の整備を図っていく。特に、超高速船「レインボー」が運航し島根町加賀と航路で結ばれている隠岐島との連携強化を図る。

ウ　都市・生活環境基盤の形成

高齢社会への対応や自然環境との共生といった今日的な課題と、若年層人口の定住化促進の課題等に対応するため、産業の活性化、文化創造、生活利便性の向上を図ることとし、街路、地域生活道路の整備並びに電線類地中化等を積極的に推進する。

また、豊かな自然環境を生かした交流機能の形成等、充実した地域コミュニティの土台となる生活環境基盤の形成を図る。

さらに、少子高齢化社会、男女共同参画社会への移行に対応した生活支援機能と、若年層人口の定住化を促す魅力的な生活環境の形成を図るため、生活環境のより一層の充実を目途として、上下水道、保育施設及び住宅団地の整備や、教育施設の整備を推進する。

以上の３つの基本目標のもとに分野別の整備方向をあてはめると次の図のようになる。

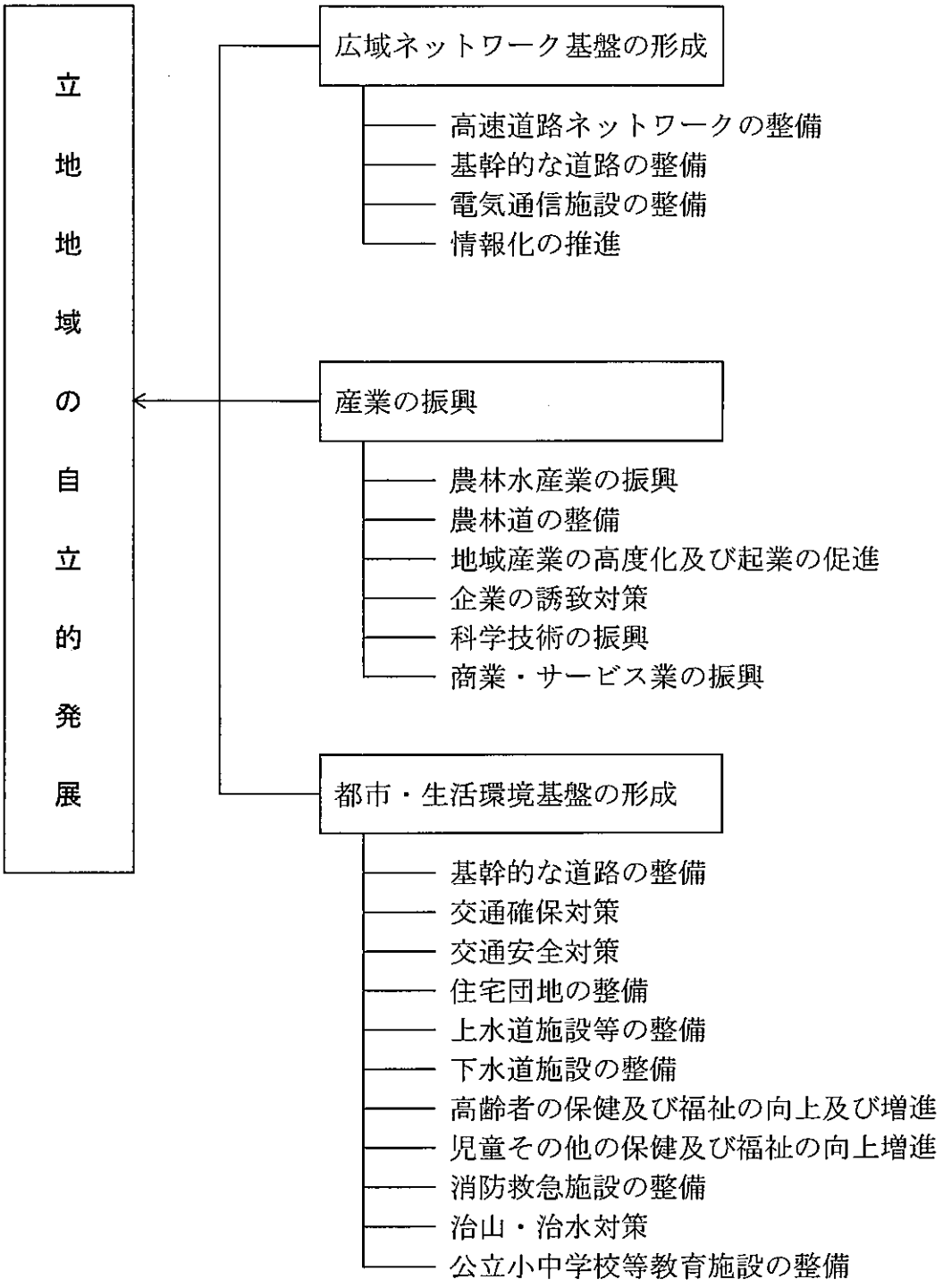

古い歴史と現代が融合する立地地域全体としての自立的発展を目指し、山陰地方をリードする中核的な地域として、神話と新話が息づく誇りと自信に満ちた「創造力あふれ豊かで躍進する地域」を実現する。

3．基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備

（1）交通施設及び通信施設の整備の方針

【交通施設】

交通通信施設等の整備にあたっては、立地地域が山陰地方の中心的な地域である「宍道湖・中海都市圏」として重要な役割を担っていることに鑑み、この地域を結ぶ高速道路及び一般国道９号と各主要幹線道路とのアクセスを強化し、広域的な地域間交流の活性化を目指す。

また、通勤・通学圏域や商業圏域の拡大及び水産物流通ルートや広域観光ネットワークの確保等、半島地域と松江市とのアクセス強化を図り、地域内の連携を強化するため、国道４３１号をはじめとする地域内の道路網の整備を進める。

さらに、立地地域内の中心である松江市においては、環状道路、放射道路等の道路整備を促進し、都市の骨格を形成する。

交通確保対策については、鉄道、バスは地域住民の生活に必要不可欠な公共交通機関であるため、規制緩和により公共交通事業から民間事業者の撤退等が予想される中で、地域の実情に応じた鉄道、バス、乗合タクシーなど多様な輸送形態による県民生活を支える交通体系の整備を目指す。

交通安全対策については、交通事故の防止や道路交通の円滑化、踏切における安全の確保を図るため交通安全施設等を整備し、高齢者・障害者等交通弱者にも配慮した安全な道路交通環境を形成する。

【電気通信施設】

情報通信革命の急速な展開に対応した住民生活の質的な向上を図るためには、電気通信事業者の整備する光ファイバー網やＣＡＴＶ網、移動通信網など地域の実情に即した電気通信施設の整備を積極的に推進することが必要である。

また、情報化を推進していくためには、電気通信施設の整備やそれを利用したシステムを早急に構築していくとともに、情報化に速やかに対応して積極的に情報を受発信できる人材の育成、指導者の養成が急務であり、積極的に普及啓発を行い、地域情報化を促進することが必要である。

（2）高速道路ネットワークの整備

立地地域の社会的経済発展の方向性に示している農林水産業の振興や医、観光等の分野で広域的なネットワークを形成するため、立地地域と中国地方の中心地域である「山陽地域」や、県内に分散する豊かな観光資源、また県

内唯一の救命救急センター機能を有している「県立中央病院（出雲市）」への速達性強化、県内最大の漁業基地である浜田漁港、国際貿易の拠点である浜田港を連結する「中国横断自動車道尾道松江線」及び「山陰自動車道」の整備を推進する。

（３）基幹的な道路の整備

ア　国道の整備

宍道湖中海北岸地域を東西に走り、立地地域と周辺地域を結ぶ幹線道路である「国道４３１号」の整備を進める。

また、立地地域の中心となる国道４３１号と、立地地域からの広域的な道路ネットワークを形成する山陰道との連携強化を図るため、「地域高規格道路境港出雲道路松江第五大橋区間（国道４８５号）」の整備を推進する。

イ　県道及び市町村道の整備

立地地域の交通網の骨格となる山陰道、国道４３１号及び国道４８５号を中心とし、それらと一体となった幹線道路網を形成する。

半島地域から松江市への通勤・通学・商業圏域等を考慮した道路ネットワークの形成を図るため、鹿島町と松江市を結ぶ「主要地方道松江鹿島美保関線」、島根町と松江市を結ぶ「主要地方道松江島根線」等の整備を進める。また、半島地域の地形的制約の解消や生活環境の向上を図るための道路整備を進める。

ウ　街路の整備

立地地域内の中心となる松江市においては、都市部における通過交通を排除するための環状道路や都市部と周辺地域を結ぶ放射道路の整備を促進し、産業の活性化、生活利便性の向上を図る。

整備にあたっては、「国際文化観光都市」松江市の名にふさわしい都市景観の向上に配慮し、また、空洞化の進む中心市街地の活性化に寄与する電線類地中化等の整備の促進を図る。

（４）交通確保対策

立地地域においては、鉄道・バスの利用者が減少傾向にあるが、学生や高齢者、障害者などをはじめとした住民の日常生活の移動手段として重要な役割を担っている。

そのため、地域の実情に応じた住民の生活を支える地域交通体系の整備

促進を図る。

（５）交通安全対策

松江市は「国際文化観光都市」として、年間約４００万人の観光客が訪れている。平成１３年度には宍道湖北岸に観光の新たな施設が整備されるなど、観光客の増加が見込まれている。安全で快適な交通空間の確保、都市の景観向上や観光客の安全確保を目的とした施設整備を行う。

また、交通安全施設の整備や一畑電気鉄道の列車の安全な運行の確保のための踏切の整備を推進する。

（６）電気通信施設の整備

立地地域内の住民の生活環境の向上や、産業の振興、行政情報・防災情報等を提供することにより地域の振興を図るため、鹿島町におけるケーブルテレビ施設や、島根町における小中学校、公民館、集会所などの公共施設をネットした地域の情報システムを整備する。

（７）情報化の推進

情報化の推進に当たっては、電気通信施設の整備とともに、各種申請の電子化、ワンストップサービスの実現など行政の情報化に向けたシステム・体制の整備や、地域住民の情報リテラシー（情報利活用能力）の向上、高齢者なども容易に利用できる環境整備を進める。

4. 農林水産業、商工業その他の産業の振興

(1)産業振興の方針

少子高齢化社会が進行する中で、経済のグローバル化、規制緩和やＩＴ革命、価格、流通革命等の急速な進展及びこれらを背景とした消費者のニーズの多様化・ライフスタイルの変化等により、地域産業を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。また、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷により厳しい経済環境にある。

こうした中、地域産業の高度化や創造的な地域産業の育成を図るため、第一次、第二次、第三次産業を通じた技術力の総合的な向上や産業の複合化・融合化の促進等に努める。さらに、地域の特性を生かした積極的な産業活動が展開できるよう産業支援体制の整備を図る。

農林水産業においては、担い手の育成はもとよりニーズに合った生産の拡大や生産流通販売等を一体化したシステムの構築及び農林水産業がもつ環境保全の特性を生かし農山漁村の生産基盤と都市の消費基盤の近接性を生かした農林水産業の振興を図る。

また、商工業については、立地地域における経済活力を長期的安定的に維持発展させていくために、消費者の多様なニーズに対応した製品・サービスを提供できる体制を確立するため、産学官一体となって知的創造力あふれる産業の伸展を図る。

(2)農林水産業の振興

農業生産の基盤の整備を進め、効率的な経営の展開を図るとともに、地域特産物の育成や流通の多様化を進めるなど、担い手の育成と競争力ある農業の振興を図る。

近年、環境問題や都市住民の自然とのふれあいへの要求が高まっている。環境への影響に配慮した環境に優しい農業を推進するとともに、レクリエーション・ふれあい機能といった公益的機能の発揮など、松江市を抱えているという地域の特性を生かした農業の振興を図る。

林業については、「循環型社会への推進役を務める森林・林業・木材産業」を基本理念として、森林を健全な状態に育成するため、担い手の確保に努めるとともに、間伐のより一層の推進と間伐材の利用を図る。

また、木材需要の拡大に向けたＰＲに努め、県産材利用木造住宅の普及を促進する。

一方、日本海の豊かな漁場に恵まれた水産業は、資源の永続的利用を目指

して、資源の適正管理を推進するとともに、沿岸・沖合漁場の整備や各種栽培漁業等を推進する。また、情報化等による作業の省力化や漁業者の就労条件の改善等による担い手の確保を図るとともに、水産業の基盤となる漁港の整備を推進していく。

（３）農道林道の整備

立地地域は、国道９号や国道４３１号等をはじめとする幹線道路はあるが、農産物や木材を搬出する農林道の整備が立ち後れており、農林業における機械化や作業の省力化が進まず、農林業振興の阻害要因のひとつとなっている。農林道の整備を行い、幹線道路と連携することにより、生産コストの削減、作業の省力化・機械化の促進を図る。

（４）地域産業の高度化及び起業の促進

近年の我が国における厳しい経済情勢や消費者ニーズの多様化・高度化、企業活動の国際間競争の激化など環境変化に地域の企業が対応するためには、生産設備等ハード面に加え技術的・人材的なソフト面における経営資源の蓄積が必要である。また技術革新が進展し、国際的にもボーダーレス化が進む中で、地域の中小企業が、今後発展していくためには、技術開発・商品開発等への取り組みにより差別化を図るとともに、最先端技術の活用による製品の高付加価値化や新分野での起業の促進が必要である。

このため経営管理の向上、技術力・情報収集力の強化、設備の近代化、人材の育成、人材の確保を図るための労働環境の整備や産学官の連携による技術開発・商品開発等の促進、また、起業の促進を図るため各種業界との交流機会の提供や、共同研究事業への誘導を進めるための事業を展開する。

（５）企業の誘致対策

企業誘致は、県外への流出が続く若年層に魅力ある雇用の場を提供するとともにＵターンの受け入れにつながるような就業の場を提供することで、高学歴化する若年層や高度な技術人材などの定住促進に多大な効果を発揮するものである。

しかしながら、企業誘致を取り巻く環境は、生産部門の海外進出やバブル経済崩壊後の長引く不況の影響など厳しいものがある。また、現在では、海外を含めた企業誘致の大競争時代が到来しており、国内でも各県が企業誘致を積極的に進め、地域間競争が激化している。

こうした状況から、「テクノアークしまね」の研究開発や人材育成などの

支援機能を活用するとともに、情報通信施設の整備など産業振興のための条件を整備しつつ、全国トップクラスの企業立地に係る優遇制度の活用により、「ソフトビジネスパーク島根」や「湖南テクノパーク」等へ企業誘致の促進を図っていく。

(6)商業・サービス業等の振興

消費者ニーズの多様化やモータリゼーションの進展、規制緩和等を背景として、中心市街地の空洞化が進んでいるため、街づくりと一体となった魅力ある商店街の形成や店舗・設備の近代化、人材の育成・確保など企業体質の強化を図り、商業活動の活性化を推進する。

また、産業の高度化を促進するため、ソフトウエア業、情報サービス業、デザイン業などソフト産業の育成・強化を図る。

さらに、立地地域への数多くの観光客を誘致するため、恵まれた観光資源を有効活用し、広域観光ルートの魅力アップを図るとともに、全県的な大型キャンペーン等を展開する中で、地域の特色を活かした情報発信の充実や受け入れ体制の整備等を図る。

5. 生活環境の整備

(1)生活環境の整備の方針

近年の核家族化の進行は、多様な価値観、ライフスタイルを生み出し、生活環境に対する住民ニーズの多様化をもたらしている。

立地地域は豊かな自然環境に囲まれており、「宍道湖」の親水性を高めるとともに、宍道湖全体を公園化し魅力ある景観づくりを図る必要がある。

また、定住を促進する住宅団地の整備や快適な生活に必要な上下水道の整備を進める。下水道については、河川や湖沼など公共用水域における水質保全を図る上からも、必要不可欠な社会基盤施設であり、早急に整備促進を図る必要がある。

(2)住宅団地の整備

人口の減少、少子高齢化が進む当該地域（半島部）においては、人口の定住が重要な課題となっている。

当地域は松江市への通勤圏内であり、住宅及び宅地に対する需要は比較的高いことから、自然環境に恵まれた当地域の立地条件を活かし、様々なライフスタイルに対応した優良な住宅団地の整備を推進する。

(3)上水道施設等の整備

生活様式の改善や下水道の整備等による水需要は年々増加しており、将来の需要に対応するためには、新たな水道水源の確保が必要である。このため、水源開発を進めるとともに関連諸施設の整備を実施し、生活様式に即した水道用水の安定供給及び生活衛生の向上を図り定住環境の整備を図って行く。

(4)下水道施設の整備

下水道については、「新・全県域下水道化構想」に基づき、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の地域の実態にあった効率的・効果的な整備手法により計画的に整備を促進する。

6. 高齢者の福祉その他福祉の増進

(1)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢者が「自立と尊厳」を維持し、いきいきとして健康長寿を保ちながら安心して暮らせるような社会基盤や生活環境の整備が、重要になっている。このような状況の中で、平成１２年４月から介護保険制度が施行され、介護を必要とする者が、いつでもどこでもニーズに応じたサービスを受けられるように、整備を着実に推進する。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進める。

(2)高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

立地地域の半島部では、若年層の流出、少子化等により人口が年々減少し、介護が必要となった高齢者をその家族である高齢者が介護している実態が増えているなど、介護をめぐる深刻な問題が顕在化してきている。このため、ホームヘルパーの派遣、訪問介護、ディサービス事業など、在宅福祉事業が実施されているが、特別養護老人ホームなどの介護保険施設はほとんど整備されておらず、施設サービスの大部分を隣接市町に依存している状況にある。

このような状況から、松江地区広域行政組合介護保険事業計画に基づき、管内の施設配置バランスにも配慮した介護サービス基盤の整備を図る。

(3)児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

女性の社会参加が進む中で、乳児保育や一時保育など地域の様々な保育ニーズに対応できる多機能な保育所の整備を図る必要がある。

立地地域の半島部においては、老朽化が著しく早期の改築が必要な保育所もある。また、近年の少子化の進行に伴い入所児童数は減少傾向にあることから、保育水準を確保して行くためには、統合整備を図る必要もある。

7. 防災及び国土保全に係る施設の整備

(1)防災の方針

県民の生命や財産を自然災害から守り、安全な暮らしを支え、災害に強い県土づくりを推進することは、自治体の責務である。

「島根県地域防災計画」に基づき、県、市町村等の防災関係機関が災害対策について総合的、計画的な推進を図る。

特に、立地地域においては斐伊川・神戸川の抜本的な治水対策を促進していく。

また、原子力防災については、原子力発電所の安全対策を充実するとともに、「島根県地域防災計画（原子力災害編)」に基づき、法の支援を得て原子力防災機能の増強を図る。

(2)消防救急施設の整備

昼間消防力の確保を図るため、消防組織の強化や消防団の活性化を推進する。また、災害時における地域住民の被害を最小限に押さえるためには救急救助技術の向上はもとより、資機材の充実強化を進め住民生活の安全を図る。

(3)治山・治水対策

島根県東部を代表する斐伊川は中国山地から出雲平野を貫流して宍道湖→大橋川→中海→境水道を経て日本海に注いでおり、全国的にも数少ない天井川を形成している。松江市は宍道湖・大橋川・中海を有しているがこれらは日本海との水位差が低く、特に、大橋川はその疎通能力が小さいため氾濫しやすい。松江市は都市機能が集積していることから、水害による生活・経済活動の停滞・交通機関の不通などの影響は、松江市に限らず周辺地域に対しても多大な影響を及ぼすものと予想される。

このような水害の影響を最小限にくい止めるためには、斐伊川河川特性(天井川・外海との水位差の低さ等)から大橋川の部分的な拡幅では問題の解消にはならず、上流部から下流部にかけての斐伊川流域全体を踏まえた対策が必要である。これらのことから、立地地域住民の生命財産を水害から守るため、斐伊川流域の総合的な治水対策を進める。

また、立地地域は頁岩等風化しやすい地質であり、豪雨災害等による多大な被害が懸念されるため、治山事業を推進し山地災害の未然防止を図る。

(4)原子力防災の増強に資する諸措置(法第7条の措置)の整備

ア　原子力地域防災増強の基本方針

島根県は「島根県地域防災計画（原子力災害編)」を策定し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、防災関係機関等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災業務を遂行することにより、万一の事態に備えて万全を期している。

避難体制の整備など防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、他道県と同様原子力発電所から半径約10kmとしているが、他道県と異なり、この範囲には県庁所在地の松江市があり、範囲内の人口82,918人は県内人口（761,503人　H12国調）の10.8%にあたり、県内における影響は大きい。

応急対策の拠点施設であるオフサイトセンター、県災害対策本部を設置する県庁、緊急時モニタリングセンターとなる原子力環境センターなどは、松江市の橋北地区にあり、橋南地区の松江合同庁舎内県出先機関などとは要員確保など有機的連携を図る必要があり、橋北地区と橋南地区を結んだ防災活動の体制整備が必要不可欠である。

このほか、防災上重要な施設としては、市町役場等庁舎、指定地方行政機関庁舎及び指定地方公共機関施設並びに教育施設などの避難施設で「島根県地域防災計画（原子力災害編)」に定める施設などが挙げられる。

引き続き原子力防災の万全な体制を確立するために、法の趣旨等に基づき、原子力防災機能の一層の増強を図る。

イ　原子力地域防災の増強の内容

法第7条に基づく特例措置を受ける事業については、各関係省庁の告示・事務連絡等に基づき、主に「避難収容活動体制の整備」と「緊急輸送活動体制の整備」の観点から防災増強を推進することとする。

(ア)避難収容活動体制の整備

コンクリート屋内退避は基本的には徒歩で行われるため、その対象施設は住民の居住地の近くにあり、十分な放射線遮へい効果を持たせることが必要である。また、避難措置の場合は、公共交通機関等で移動することが考えられるので、住民の集合場所を設け、円滑に住民を避難施設に収容できるようにする必要がある。各地域の実態に応じて、「島根県地域防災計画（原子力災害編)」に定める避難者収容施設や避難に必要な諸施設の整備を行い、円滑な避難体制を確立する。

（イ）緊急輸送活動体制の整備

「島根県地域防災計画（原子力災害編）」に定める緊急輸送が迅速かつ的確に実施できるようにするため、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」「島根県地域防災計画（震災編）」別途資料を基本として、防災上重要な施設を結ぶ道路などの輸送拠点など各種施設の整備を行い、円滑な輸送体制を確立する。

ウ　各種施設整備について

【道路】

道路の整備に当たっては、「島根県地域防災計画（原子力防災編）」付属資料及び「島根県地域防災計画（震災編）」別添資料に記載された道路またはその道路と連絡する原子力災害に備えて整備を必要とする道路であって、国土交通省告示第１２０３号の基準に基づき原子力災害が発生した場合において立地地域の円滑な避難または緊急輸送体制の確立に資する基幹的な道路の新設または改築とする。

【漁港】

漁港の整備に当たっては、「島根県地域防災計画（原子力防災編）」付属資料に記載された漁港であって、農林水産省告示第９１９号の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において立地地域の円滑な避難または緊急輸送体制の確立に資する基本施設及び輸送施設の修築事業とする。

【消防用施設等】

消防用施設等の整備に当たっては、総務省告示第６７３号の基準に基づき、原子力災害の発生または拡大の防止に資する消防施設、防災行政無線設備、その他消防の用に供する施設および設備を立地地域および広域応援要請に備えた整備とする。

【義務教育施設】

義務教育施設の整備に当たっては、「島根県地域防災計画（原子力防災編）」付属資料に記載された施設および平成１３年９月３日付け１３文科初第５７９号の文部科学大臣決定の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において、立地地域の円滑な避難の確保に資するため、立地地域における義務教育施設の新設、増築もしくは改築または補強とする。

8. 教育及び科学技術の振興

(1)教育の振興の方針

２１世紀は、ＩＴや生命科学など科学技術がかつてない速度で進化し、世界の人々が直接つながり、情報が瞬時に共有され、経済のグローバル化が進展する時代と予想される。今まで類を見ない社会の急速な変化に対応して、教育には人間性を豊かにし、創造性に富み社会を切り開くリーダーを育てることが期待されている。

このため、豊かな自然や文化遺産、伝統文化を積極的に活用しながら、学校、地域、社会が一体となって、地域に誇りと愛着をもち、地域を担っていく人材を育む教育を目指す。

また、公立小中学校等教育施設については、次代を担う世代を育む安全で快適な施設として整備を図る。

(2)公立小中学校等教育施設の整備

小中学校の教育施設については、小中学校が児童生徒の教育の場であると同時に、災害時には地域の避難所として位置づけられるなど、防災上の観点からも極めて重要な役割を担っている。

教育施設については、教育内容の多様化に十分対応できるゆとりある環境を創造していくとともに、風雨災害、地震災害、原子力災害時において地域の避難所としての役割が果たせるよう整備を図る。

また、少子化の進行により、小中学校の統合が進められているが、統合にあたっては、教育施設を学校教育に必要な環境の整備として捉えるだけでなく、地域の人々が様々な活動を通じて交流を行うコミュニティの拠点としても十分に機能するように整備を進める。

立地地域の南部に所在する「八雲立つ風土記の丘」及びその周辺は、かつて古代出雲の政治の中心地で、出雲国府跡や出雲国分寺跡などの全国唯一の完本「出雲国風土記」に記載されている貴重な遺跡が多数存在している地域である。こうした歴史的文化遺産に恵まれた地域特性を活かしながら、景観の保全とともに古代出雲の文化に一層親しむことのできる「場」の創造を図ることが必要である。地域全体を一つの歴史フィールドミュージアムとして訪れる人々が古代出雲を理解できるよう計画的、一体的な整備を図る。

（３）科学技術の振興

県民、産業界、大学等、行政の共通目標として平成１１年に策定した「島根県科学技術振興指針」に基づき、「人と自然が共生した２１世紀型ハイクオリティライフの実現」を基本理念として戦略的、総合的に地域の科学技術の振興を図る。

科学技術を創造する研究開発環境づくりのために、立地地域内に整備した「ソフトビジネスパーク島根」を拠点エリアとして研究開発機能の集積を図るとともに、大学等の高等教育機関や県立試験研究機関の機能強化を図り、企業の研究開発や産学官共同研究に対する支援を行う。

また、科学技術を担う人材づくりのために、科学技術への関心を高めるための教育を推進するとともに、産学交流会の開催など産業界と大学、研究機関の技術者・研究者の交流拡大を図る。

さらに、県内外の科学技術資源を最大限に活用し、効率的に科学技術を振興するためには、産業界と大学等との間の技術移転の橋渡しや産学官の技術シーズ・ニーズをもとに共同研究開発をコーディネートするなどのリエゾン機能が重要であることから、（財）しまね産業振興財団が中心となって、産業界や大学の地域共同研究センター等と協調した産学官連携推進体制の整備を図る。

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅰ 基幹的な道路鉄道港湾等の交通施設及び通信施設の整備	1	山陰自動車道の整備	宍道～山口県境			（日本道路公団）宍道町～出雲市	H9～	100,000	国土交通省
	2	中国横断自動車道「尾道松江線」の整備	尾道～宍道間		日本道路公団	尾道市～宍道町	H5～（三刀屋町～宍道町間 H5～H14）	500,000	国土交通省
	3	地域高規格道路「境港出雲道路松江第５大橋区間」の整備	道路改築 L=5,200m	※	島根県	松江市	未定	未定	国土交通省
	4	主要地方道「松江鹿島美保関線」の整備	道路改築 【松江市～武代橋区間】 L=2,800m 【武代橋～手結区間】 L=2,100m	※	島根県	松江市 鹿島町	H13～H22	4,000	国土交通省
	5	主要地方道「松江島根線」の整備	道路改築 L=900m	※	島根県	松江市	H13～H20	2,300	国土交通省
	6	都市計画道路「松江木次線」の整備	街路整備 L=1,210m	○	島根県	松江市	H13～H14	3,000	国土交通省
	7	一般県道「御津東生馬線」の整備	道路改築 【鹿島町区間】 L=650m 【松江市区間】 L=1,000m	※	島根県	松江市 鹿島町	H13～H16	1,000	国土交通省
	8	一般県道「大野魚瀬恵曇線」の整備	道路改築 L=1,880m	※	島根県	松江市	H13～H24	2,400	国土交通省
	9	くにびき大橋南詰交差点の改良	立体横断施設整備		島根県	松江市	未定	未定	国土交通省
	10	一般国道431号川津バイパスの整備	道路改築 L=8,100m	○	島根県	松江市	H13～H16	3,400	国土交通省
	11	一般県道「松江第５大橋西尾インター線(仮)」の整備	道路改築 L=1,000m	※	島根県	松江市	H15～H21	1,500	国土交通省
	12	国道４３１号歩道整備事業	歩道整備 L=1,260m		島根県	松江市	H13～H16	600	国土交通省

「特例措置の適用」欄の※印の事業については、事業採択時に最終的に判断する。

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅰ 基幹的な道路鉄道港湾等の交通施設及び通信施設の整備	１３	松江平田線自転車道整備	自転車道路整備 L=20,800m		島根県	松江市 平田市	H13～H22	2,000	国土交通省
	１４	町道「片句深田線」の整備	道路改築 L=1,300m	※	鹿島町	鹿島町	H14～H22	1,900	国土交通省
	１５	町道「鯛原柏線」の整備	道路改築 L=1,670m	※	鹿島町(注) 島根県	鹿島町	H14～H21	2,100	国土交通省
	１６	電線類地中化　市道「北田大手前線」	電線共同溝整備 L=330m		松江市	松江市	H13	200	国土交通省
	１７	電線類地中化　市道「北松江停車場恵曇線」	電線共同溝整備 L=1,003m		松江市	松江市	H13～H14	400	国土交通省
	１８	電線類地中化　市道「県民会館東線」	電線共同溝整備 L=130m		松江市	松江市	H13～H14	100	国土交通省
	１９	電線類地中化　市道「米子殿町線」	電線共同溝整備 L=110m		松江市	松江市	H15～H16	100	国土交通省
	２０	電線類地中化　一般国道「４３１号」	電線共同溝整備 L=300m		島根県	松江市	未定	未定	国土交通省
	２１	電線類地中化　一般県道「母衣町雑賀町線」	電線共同溝整備 L=1,300m		島根県	松江市	H15～H20	1,300	国土交通省
	２２	都市計画道路「松江停車場白潟線」の整備	街路整備 【第２工区】L=200m 【第３工区】L=120m	○ ※	島根県	松江市	H13～H22	5,700	国土交通省
	２３	都市計画道路「城山北公園線」の整備	街路整備 L=520m	※	松江市 島根県	松江市	H15～H22	6,600	国土交通省
	２４	都市計画道路「松江平田線」の整備	袖師大手前線取付区間		島根県	松江市	H13～H14	600	国土交通省
	２５	都市計画道路「袖師大手前線」の整備	街路整備 【第１工区】L=700m 【第３工区】L=150m	○ ※	島根県	松江市	H13～H22	2,500	国土交通省
	２６	市道「北松江停車場恵曇線」外の整備	交通ﾀｰﾐﾅﾙ　A=3,400㎡ 歩道L=60m 駐輪場		松江市	松江市	H14～H16	200	国土交通省

（注）事業主体については、事業採択時に最終的に判断する。
「特例措置の適用」欄の※印の事業については、事業採択時に最終的に判断する。

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施箇所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅰ 基幹的な道路鉄道港湾等の交通施設及び通信施設の整備	２７	都市計画道路「小浜堂の前線」の整備	街路整備 L=832m		松江市	松江市	H13～H16	600	国土交通省
	２８	都市計画道路「東津田鼻曲線」の整備	街路整備 L=435m	○	松江市	松江市	H13～H17	1,900	国土交通省
	２９	都市計画道路「北循環線」の整備	街路整備 L=400m	※	松江市	松江市	H15～H20	1,400	国土交通省
	３０	都市計画道路「東津田中央線」の整備	街路整備 L=1,300m		松江市	松江市	H15～H20	3,800	国土交通省
	３１	秋鹿北港改修事業	防波堤L=50m 物揚場臨港道路L=255m		松江市	松江市	H13～H15	367	国土交通省
	３２	秋鹿北港公有地造成護岸等整備事業	護岸整備L=680m 公有地造成面積A=3.3ha		松江市	松江市	H13～H17	1,780	国土交通省
	３３	（鹿島町） 高度情報通信施設の整備 （国） 新世代地域ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ施設整備事業	センター施設、ヘッドエンド、線路設備、情報検索・送出装置、スタジオ施設、その他施設		鹿島町	鹿島町	H13～H14	2,000	総務省
	３４	（島根町） 島根町新情報システム整備事業 （国） 地域ｲﾝﾄﾗﾈｯﾄ基盤施設整備事業	センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、伝送施設、その他施設		島根町	島根町	H13～H14	468	総務省

「特例措置の適用」欄の※印の事業については、事業採択時に最終的に判断する。

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅱ 農林水産業、商工業その他の産業の振興	1	（島根県） 恵曇漁港水産基盤整備事業 （国） 水産基盤整備事業	【恵曇地区】 南沖防波堤L=180m 北沖防波堤L=110m 道路L=392.1m 【手結地区】 沖防波堤L=90m 【片句地区】 中島防波堤L=56.6m 中島防波堤L=30m -2.0m泊地A=480㎡	 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	島根県	鹿島町	H14～H23	3,730	水産庁
	2	（島根県） 加賀漁港地域水産物供給基盤整備事業 （国） 地域水産物供給基盤整備事業	沖防波堤L=90m 西沖防波堤L=66m 内防波堤L=40m -2.5m物揚場L=35m 道路L=275m	○ ○ ○ ○ ○	島根県	島根町	H13～H22	1,523	水産庁
	3	（島根県） 御津漁港水産基盤整備事業 （国） 水産基盤整備事業	-3.0m岸壁L=30m -2.0m物揚場L=40m -3.0m泊地A=400㎡ -2.0m泊地A=400㎡ 埋立A=650㎡ 護岸L=20m 東防波堤L=70m 西防波堤L=50m 第２西沖防波堤L=45m	 ○ ○ ○ ○ ○	島根県	鹿島町	H14～H23	1,053	水産庁
	4	（島根県） 瀬崎漁港水産基盤整備事業 （国） 水産基盤整備事業	東防波堤L=60m 北護岸L=200m 道路L=95m	○ 一部 ○	島根県	島根町	H14～H23	830	水産庁
	5	（松江市） 魚瀬漁港地域水産物供給基盤整備事業 （国） 地域水産物供給基盤整備事業	北防波堤L=60m	○	松江市	松江市	H13～H17	930	水産庁
	6	（島根町） 野波漁港海岸環境整備事業 （国） 海岸環境整備事業	護岸（緩傾斜）L=600m 用地A=12,000㎡		島根町	島根町	H15～H22	900	水産庁
	7	（島根県） 人工礁漁場造成事業 （国） 水産基盤整備事業	魚礁設置		島根県	鹿島町 沖合 島根町 沖合	H13～H17	1,000	水産庁
	8	（島根県） 宍道湖・中海水産振興対策	漁場の環境改善や幼稚魚の保護育成場の整備等、当該水域における水産振興策の具体化を図る		島根県	宍道湖 中海	H13～H17	210	－
	9	（鹿島町・島根町） 栽培漁業振興施設整備事業 （国） 電源立地等初期対策交付金	アワビ等の種苗生産・中間育成施設の整備		鹿島町 島根町	鹿島町 島根町	H13～H17	1,000	資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁
	１０	（(社)島根県水産振興協会） 栽培漁業地域展開事業 （国） 栽培漁業地域展開事業	マダイ種苗購入 ヒラメ種苗購入 中間育成・放流等 中間育成施設整備		(社)島根県水産振興協会	鹿島町 沖合 松江市 沖合 島根町 沖合	H14～H16	60	水産庁

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅱ 農林水産業、商工業その他の産業の振興	11	（恵曇漁協） 恵曇漁港産地冷蔵庫建設事業 （国） 漁業経営構造改善事業	冷凍能力-60度 冷蔵能力2,000t 連結庫20t		恵曇漁協	鹿島町	H20	400	水産庁
	12	（恵曇漁協） 流通等改善施設整備事業 （国） 漁業経営構造改善事業	水産物荷さばき施設 2,400㎡ 附帯施設（冷蔵庫・トイレ・待合室）		恵曇漁協	鹿島町	H20	281	水産庁
	13	（島根県） 農業用排水施設整備事業（農業排水施設整備） （国） 県営かんがい排水事業	排水機場　1箇所		島根県	松江市	H18～H21	1,546	農林水産省
	14	（島根県） 農業用排水施設整備事業（県営土地改良総合整備事業） （国） 県営土地改良総合整備事業	揚水機場6箇所 用水路整備13.3km 暗渠排水30ha 農道整備1,960m		島根県	松江市	H14～H19	1,200	農林水産省
	15	（くにびき農業協同組合） ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ建設事業 （国） 農業生産総合対策事業	ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ建設 収容能力3,000t		くにびき農業協同組合	松江市	H13～H16	1,083	農林水産省
	16	（鹿島町） 農業森林公園整備事業 （国） 経営構造対策事業	生産温室 4棟 2,000㎡		鹿島町	鹿島町	H17	40	農林水産省
	17	（鹿島町及び集落営農組織） 鹿島町農業支援施設整備事業（アグリパーク鹿島） （国） 経営構造対策事業	高生産性農業用機械施設1式 区画整理（暗渠排水・畦畔除去） 農林漁業体験施設 総合交流拠点施設		鹿島町及び集落営農組織	鹿島町	H14～H17	168	農林水産省
	18	（島根県） 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業「松江西部地区」 （国） 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業「松江西部地区」	L=2,067m W=6.0m（11.0m）		島根県	松江市	H13～H20	2,020	農林水産省
	19	（鹿島町） 普通林道開設事業「朝日山支線」 （国） 普通林道開設事業	L=2,500m W=4.0m		鹿島町	鹿島町	H18～H22	500	林野庁
	20	（島根県） 普通林道開設事業「北山線」 （国） 普通林道開設事業	L=6,800m W=4.0m		島根県	島根町	H15～H22	1,030	林野庁

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅱ 農林水産業、商工業その他の産業の振興	２１	（島根県） ｿﾌﾄﾋﾞｼﾞﾈｽﾊﾟｰｸを中心とした新産業創出 （国） 地域新産業創出支援事業	「しまね産業振興財団」等の新産業創出支援事業に対する支援		島根県	松江市	H13～H17	464	経済産業省
	２２	（島根県） ｿﾌﾄﾋﾞｼﾞﾈｽﾊﾟｰｸを中心とした新産業創出 （国） 原子力発電施設等立地地域産業振興特別交付金事業	産業高度化支援施設に対する支援		島根県	松江市	H13～H15	2,472	資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅲ 生活環境の整備	1	（鹿島町） 鹿島町八神団地の整備	宅地開発A=14.4ha 供給戸数：178戸うち公営住宅20戸 町営住宅建設20戸		鹿島町	鹿島町	H16～H20	3,105	－
	2	（島根町） 島根町大芦住宅団地の整備	宅地開発A=9.0ha 供給戸数：103戸うち公営住宅30戸 町営住宅建設30戸		島根町	島根町	H15～H19	1,347	－
	3	（島根町） 島根町大芦住宅団地下水道整備事業 （国） ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ整備事業	管路工事L=1,568m 処理場施設500人規模1箇所		島根町	島根町	H18～H20	247	環境省
	4	（島根町） 島根町簡易水道拡張工事 （国） 簡易水道等施設整備補助（生活基盤近代化事業）	大芦地区、野波地区、加賀地区における既存計画給水量の増加及び老築管路の更新		島根町	島根町	H13～H21	2,690	厚生労働省

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅳ 高齢者福祉その他福祉の増進	1	（社会福祉法人かしま福祉会） 鹿島町福祉ゾーン入所施設整備事業 （国） 社会福祉施設等施設整備費	特別養護老人ホーム ・定員50人 ・グループホーム9名 ・ＲＣ1Ｆ：A=7,100㎡ （3,324㎡）		社会法人かしま福祉会	鹿島町	H14	947	厚生労働省
	2	（島根町） 島根町統合保育所改築事業 （国） 社会福祉施設等施設整備費補助	保育所移転改築730㎡ 用地取得2,000㎡		島根町	島根町	H15～H16	249	厚生労働省

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅴ 防災及び国土保全に係る施設の整備	1	（国） 斐伊川の改修	大橋川・宍道湖・中海の河川改修		国	松江市	未定	未定	国土交通省
	2	（国） 尾原ダムの建設	斐伊川の上流に洪水調節、流水の正常な機能維、水道用水開発を目的としたダムの建設 堤高：約９０ｍ 形式：重力式ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ		国	仁多町 木次町	S62～H15	(98,000)	国土交通省
	3	（鹿島町） ナメラ川の改修	ナメラ川下流部家屋密集地の洪水対策 計画流量29m3/S 延長292m		鹿島町	鹿島町	H13～H14	333	国土交通省
	4	（島根県） 京橋川水門の整備及び北田川等の改修	松江橋北部の洪水対策 京橋川水門１箇所 北田川改修（促進）		島根県	松江市	H14～H18	780	国土交通省
	5	（松江市） 消防施設整備事業 （国） 市町村消防施設整備費補助事業	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付き積載車Ｂ－３級：７台 防火水槽４５基	○	松江市	松江市	H14～H22	305	消防庁
	6	（島根町） 島根町消防施設整備事業 （国） 市町村消防施設整備費補助事業	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付き積載車８台 防火水槽４基	○	島根町	島根町	H16～H22	60	消防庁
	7	（松江地区広域行政組合） 消防施設整備事業 （国） 市町村消防施設整備費補助事業 消防防災設備整備補助事業	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ車(CD-1):6台 水槽付消防ﾎﾟﾝﾌﾟ車（Ⅰ－Ｂ型）：1台 化学消防ﾎﾟﾝﾌﾟ車(Ⅲ型)：1台 はしご付きﾎﾟﾝﾌﾟ車(30m級)：1台 小型ﾎﾟﾝﾌﾟ付水槽車(Ⅱ型):1台 救助工作車(Ⅱ型)：１台 上記救助資機材：１式 救助工作車(Ⅲ型):1台 上記救助資機材：１式 支援車:1台 救助隊用支援資機材等:1式 電源車(小型):1台 救急業務高度化資機材緊急整備事業:1式 消防緊急通信指令施設(Ⅱ型):2台	○ ○ ○ ○ ○	松江地区広域行政組合	松江市 八束郡	H13～H22	1,468	消防庁

「期間内事業費」の括弧書きについては全体事業費。

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅵ 教育及び科学技術の振興	1	（鹿島町） 鹿島中学校（校舎、体育館、給食センター）建設事業 （国） 公立学校施設整備費 学校給食施設整備費	校舎A=5,700㎡ 体育館A=1,800㎡ 給食センターA=1,000㎡ 用地取得造成 A=35,000㎡	○ ○	鹿島町	鹿島町	H17～H18	3,763	文部科学省
	2	（鹿島町） 東小学校校舎・屋内運動場整備事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎A=700㎡ 体育館A=1,300㎡	○ ○	鹿島町	鹿島町	H17～H18	778	文部科学省
	3	（島根町） 島根町統合中学校建設事業 （国） 公立学校施設整備費 学校給食施設整備費	校舎A=3,600㎡ 屋内運動場A=1,960㎡ 学校食堂A=230㎡ グラウンド整備 A=12,150㎡ 用地取得造成 A=31,422㎡	○ ○	島根町	島根町	H13～H16	1,910	文部科学省
	4	（島根町） 島根町給食センター建設事業 （国） 学校給食施設整備費	給食センター（共同調理場）500㎡		島根町	島根町	H13～H16	212	文部科学省
	5	（島根町） 島根町統合小学校整備事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎新増築A=1,200㎡ 屋内運動場A=900㎡ 既存校舎耐震改修 A=1,743㎡	○ ○ ○	島根町	島根町	H17～H18	822	文部科学省
	6	（松江市） 内中原小学校校舎改築等整備事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎改築A=1,454㎡ 耐震改修A=4,603㎡	○ ○	松江市	松江市	H16～H18	1,661	文部科学省
	7	（松江市） 母衣小学校校舎・屋内運動場振増改築事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎改築A=5,532㎡ 屋内運動場A=1,415㎡	○ ○	松江市	松江市	H14～H16	2,305	文部科学省
	8	（松江市） 雑賀小学校校舎改築事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎改築A=2,670㎡	○	松江市	松江市	H16～H17	931	文部科学省
	9	（松江市） 本庄小学校校舎・屋内運動場新増改築事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎改築A=3,163㎡ 屋内運動場A=1,094㎡	○ ○	松江市	松江市	H17～H18	1,423	文部科学省

原子力発電施設等立地地域振興計画事業一覧表

区分	番号	事業名	事業概要	特例措置の適用	事業主体	事業実施個所	事業期間（予定）	期間内事業費（単位：百万円）	所管
Ⅵ 教育及び科学技術の振興	１０	（松江市） 第一中学校校舎・屋内運動場耐震改修事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎A=7,094㎡ 屋内運動場A=1,150㎡	○ ○	松江市	松江市	H17～H18	1,286	文部科学省
	１１	（松江市） 生馬小学校校舎耐震改修事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎A=2,934㎡	○	松江市	松江市	H18～H19	457	文部科学省
	１２	（松江市） 城北小学校校舎屋内運動場新増改築事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎A=6,610㎡ 屋内運動場A=1,415㎡	○ ○	松江市	松江市	H19～H21	2,629	文部科学省
	１３	（松江市） 古江小学校校舎耐震改修事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎A=1,433㎡	○	松江市	松江市	H20～H21	224	文部科学省
	１４	（松江市） 大野小学校校舎屋内運動場耐震改修事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎A=1,514㎡ 屋内運動場A=503㎡	○ ○	松江市	松江市	H21～H22	315	文部科学省
	１５	（松江市） 津田小学校校舎屋内運動場新増改築事業 （国） 公立学校施設整備費	校舎A=8,894㎡ 屋内運動場A=1,415㎡	○ ○	松江市	松江市	H21～H22	3,462	文部科学省
	１６	（国） 松江工業高等専門学校への専攻科設置	松江工業高等専門学校への専攻科設置		国	松江市	－	－	文部科学省
	１７	（松江市） 風土記の丘整備事業 （国） 史跡国分寺跡整備事業	史跡国分寺周辺事業として国分寺の伽藍・堀・門の復元を目指すと共に資料館や公園を整備する。		松江市	松江市	H13～H18	3,093	文化庁